令和6年度 特定随意契約に関する発注見通し及び契約締結状況

令和6年10月1日現在 契約監理課

		発注	 見通しの	公表			契	約締	 結前の公表		契約締結状況の公表					
No.	公表日	件名	事業担当課等名	随意契約をする理由	発注予定時期	公表日	契約内容	履期又履期行間は行日	契約相手方の 選定基準	公 素 の の の の の の の の の の の の の	公表日	契約の 相手方	契約日	契約金額 (円)	契約の相手方とした理由	
1	令和年 4月 1日	大和高田市 一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		内高雇促であり、の定場でよるによる。	令 6 4 月	令 6 4 1 1	大和高田市 動労 カー カー 大和 高田 中年 東 素務 委託	1 令和年 3 31 31	あること。 ・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人と と。 ・実績等があり、確 実な履行が見込 めること		令和年 64月 1	公 益 社 団 法 人 大 和 高田市シル バー人材セ ンター	令和年 64月 1	3,014,284	・地方自治法施第167条の2第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センター等の意意登録がある。特定簿に登録がある団体である。・徴取したの範囲を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を開始を表したのである。	
2	令和 6年 4月 1日	大市シー連売契和民ーの一連売契の一連売業のでである。大学の一度では一度である。	まち振 興 課	業が録者に施で者通加策た内に障施ても障労会くすの市あ援い能り、就社い進のがでした地の、就社い進のでの市ができる。	令 6 4 月	令 6 4 1 1	大市とコー 高交喫管びが を 大市を 大工 大工 大工 で で で で で で で で で で で で で で で	令641 令73 31 31	の ・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当 する障害者支表。 であること。 であること。 であること。 であること。		令和 6年 4月 1日	社 会 福 祉 法人萌	令和年 64月 1日	2,249,280	・地方自治な施育 第167条の2 第3号に該施第3号に該施 第3号に該施設 第3号に接施 第3号に接施 第3号に接施 第3号に接施 第3号に接施 第3号に接施 第3号に接施 第3号に接施 第3号に接施 第3号に接施 第3号に接施 第3号に接施 第3号に接施 第3号に 第3号に 第3号に 第3号に 第3号に 第3号に 第3号に 第3号に	
3	6年	大和高田市 営駐車場業 務委託	生活安全課	業シ材に施で者定与め務ルセお可あの促で内バンい能り、雇進き容しても高用にるが人等実の齢安寄た	令 6 4 月	令和 6 4 1 1	大和高田市 営駐車場業 務委託	令641 令73 31 31	・市内に所在し、 円滑に業務団体で 行が行える団体で も、自治条のを ・地第167条の該人 ・項第3号に一人。 ・フ ・実な優と ・実な履と めること。		令和 6 5 1 1	公 益 社 団 法 人 市シル バー人材セ ンター	令和 6 4 月 1 日	11,684,633	・地方7年 第167条の2 第3号に 第3号に 第3号に 3号に 3号に 3号に 3号に 3号に 3号に 3号に 3号に 3号に	

4	令和 6年 4月 1日	大和高田市 高田車 東 報 業 発 タ ル ポ ー ト 6 箇 所 が ポ ー に り り り に り り り り り り り り り り り り り り	生活安全課	業シ材に施で者定与め、	令和 6年 4月	令和 6年 4月 1日	大営事託ポカート 6 年 1 日 車 1 番 2 番 3 年 3 年 3 年 3 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年	令641 令73 31 31	。 ・地方自治法施行 令第167条の2第	令和 6 4 5 儿	公法高バター	令和 6年 4月 1日		・地方67年2年2日 ・地方67年2年2日 ・地方67年2年2日 ・地方67年3年2年2日 ・地方67年3年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年2年
5	令和年 64月 1日	大和高田市営自転車場(サイクルポートJR高田西)	生活安全課	業シ材に施で者定与め務ルセお可あの促で内バタい能り、雇進き容一一ても高用にるが人等実の齢安寄た	令和 6年 4月	令和 6 4 1 1	大和高田市 営自転車駐 車場(サイク ルポート JR 高田西)	令641 令73 11 31	・市内に所在し、 円滑に業務の履行が行える団体である。 ・地方自治法施行令第167条の2第 1項第3号に該当するシルバー人材センターである。 ・実績等行が見込めること。	令和 6 ⁴ 5 J 1 I	公益社団の法高バールがおいます。	令和 6 4 月 1 日	6,127,319	・地方6年 第167条の2第1 第167条の2第する 第第3号に該村セカ 等第3号に大村本 が本 等定してある。 ・ で を を は で の き を と し で り を と し で り を し で り を し で り を し で り を し で り る 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。
6	令 6 4 1 1	大和高田市 老人理業 家託契約 委託契約	社会福祉課	業が人に施で齢用進るのルセいな高の定ちのルンとなるの定ちの定ちの定ちの定ちの定ちの定のののののののである。	令和年 6 4月	令6 6 4 1 1	大和高田市 市の 発管理業 委託	641 令73 年月日~和年月	・市内に所在し、履行が行と。 一門滑に業る団体でであること。 ・地第167条の2 ・地第167条の1 ・海第3 号に大る ・地第3を一人る ・である。 ・実績履がが見ないであり、 ・実な履行が見ること。	令表 6 4 1	公法高がかります。	令 6 4 月 日		・地方167 条167 条167 条167 条167 条に該材の2 第167 条に該材。 167 条に該材。 167 条に該材。 167 を167 を167 を167 を167 を167 を167 を167
7	令 6 4 1 1	天満診療所 清掃業務委 託		業が人等実の年雇促であいたがあり、等な材に施で齢用進るのルンお能り、等安寄めのにため、等安寄めのにたが、等安寄めのでは、	令和 6 4 月	令和年 64月 1日	天内内 清掃敷 作 水 引 き が 引 き 新 子 の 素 名 表 託	6 4 1 令 7 3 年月日~和年月		令表 6 4 5 J 1	公法社社 社大 大田 田人村 コンター	令 6 6 4 月 1 日		・市内に所の限し、円が在してがのであるであるであるであるであるである。・地方自治・・地方自治・・地方の第167条の2第14のである。・実はオーであること。・実は履行が見込めること。

8	令和 6 4 1 1	歩 道 及 び路 肩除草・清掃 業務委託	土木管理課	業が市人に施で齢用進るの和ルンといな高の定めの和ルンといる高の定ちのものにめ、等安等ののでは、	令和 6 4 月	令 6 6 4 1 1	歩道及び路 肩除草・清 掃業務委託	令641 令731 和年月日~和年月日	1項第3号に該当するシルバー人材センターであること。	令和年 6 4 1 1	公益 社 団	令和年 6 4 1 1	2,612,820	・地方7条の2第167条の2第3号に表施第3号に大材を第3号に大材を対立の等でを発表がある。 等3号に大材を対するがある。 等である。 をで取したので、 が、 で、 が、 で、 が、 で、 が、 で、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、 の、
9	令和 6 4 月 1	大 和良内 で で で で で で で で の で の で の の の の の の の の の の の の の	住宅課	業が人等実の年雇促でのルンとお前のが多いな、等安寄のにたり、等安寄めのにたり、等安寄めのにたり、第一年のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	令和年 6月	令 6 6 6 7 8 7 8 8	大改地及搬(雲内)和良内び業市・東き運託東地	令 6 5 16 令 6 6 6 15	あること。 ・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人材 センターであるこ	令 6 6 6 6 7 8 8	公 益 社 団 社 大 田 市シルバター	令 6 6 5 9 日	735, 404	契約内容が大和高 田かかが大和材 田かりかがいたいで 一になるの 一になるの に の に の に の に の に の に の に の に の に の に
10	令 6 4 1 1	大改地及 和良内び 選付 大改地及 大改地及 大改地及 大改地及 大改地及 大で 大で 大で 大で 大で 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の 大の	住宅課	業が人等実の年雇促でのルセお町あ者のにためがタいな、等安寄める一一ても高の定与	令和 6年 10月	令 6 10 1 1 1	大改地及搬(雲内) 市敷き運託東地	〒和 6年 10月	・市内に所在し、 円滑に業務団 行がこと。 ・地第167条の2 167条に 167を 167を 167を 167を 167を 167を 167を 167を	令和年 6月 10月 1日	公 益 社 団 法田市シル バター	令 6 9 4 1	735, 404	契約内容が大和高田市シルバー人材 センターにおいて 前齢者の 雇用の 高齢者に寄り、定促進に寄与できるため。
11	令和年 4月 1日	歩道及び公園の除草清 掃業務委託	都市計画課	業が人等実の齢用 のルンといる のルンとは が大ないで があり、の で 者の おいな もの に ため。	令和 6年 4月	令 6 4 1 1	の除草清掃業	6 4 1 令 7 3 年月日~和年月	・市内に所在し、 実績等があり円滑 で確実な業務団体で 行える団体で あること。 ・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人材 センターであるこ と。	令和 6 4 月 1 日	公 益 社 団 法 人 大 和 高 ー 人 材 セ ンター	令和 6年 4月 1日	6,898,125	・市内に所在し、地 方自治法施行守第 167条の2第1項、裂 3号に該当する、 約業務履行可能 団体である。 ・徴取した見積書が 予定価格の範囲内 である。

12	令 6 4 1 1	大中公園・馬本田公園・発出公園・ 中公園・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	都市計画課	業が録者に施で者通加策たの市る援いなり、就社い進の市る援い能り、就社い進のがじしをめるがられての推り、就社い進のでの事を受害設実の害を参施る	令和 6 4 月	令和 6 4 月 1 日	大中公園・ 関・ ・ 関・ ・ 関 ・ ・ 関 の の 関 の の 関 務 の 関 務 の の 関 の の の の の の	641 令73 年月日~和年月	・市内に所在し、 業務可と。 であること。 ・地方第167条の2 ・一つ第167条の2 ・一つ第3号に該 ・一つで第3号に ・一つで第3号に ・一つで第3号に ・一つで第3号 ・一つで第3号 ・一つで第3号 ・一つで第3号 ・一つで第3号 ・一つである。		令 6 4 1 1	株式会社ウ イルジャパ ン	令 6 4 1 1	4,551,280	・市内に所在し、地 方自治法施行令項 167条の2第1項、第 3号に該当するに 害者就労支援に 害者就労支援。 ・徴取した見積 一次 である。 である。
13	令和年 64月 1日	低木剪定·清 掃業務委託	都市計画課	業が人等実の齢用進るのルンとおいる。のルンとおいる。のにめのルンとおいる。の定でをある。	令 6 5 5 7	令和年 6 6 7 8 8	低 木 剪 定・ 清掃業務	1 令 令 6 10 10	・市内に所ありのに所ありのでは、滑でであること。 ・市内にがるできるをできるのでは、一方のでは、では、一方のでは、一方のでは、一方のでは、一方のでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では	\ \	令66月 67 67	公 益 社 団 社 田 市シル 八 大 田 一人材 マー	令 6 5 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	888, 125	・市内に所在し、地 方自治法施行令第 167条の2第1項、 3号に該当する、 3号に該当す可能 対本である。 ・徴取した見積書が 予定価格の範囲 である。
14	令 6 4 1 1	大和 高 田 市営 業務 業務 業務	市民衛生課	業が人等実の齢のにため、アンシンのルンとはで、大学をあるで、大学をでいる。では、大学をでいる。のからないでは、大学をできる。	令和年 6 4 月	令和年 6 4 1 1	大和高田田市営 業務一部 業託	- 4 1 - 令 7 3 年月日~和年月	・市内に第一日、原で 日本の体 施の は 大の体 施の は 大の は 大の は 大の は 大の は 大の は 大の は から は か		令和年月 1 1	公 益 社 団 和 大 田 市 シル ト ト カ ト カ ト カ ト カ ト カ ト カ ト カ ト カ ト カ	令 6 4 1 1	3,492,234	・市内に所在し、円 ・市内に所のである。 ・市内に業務のである。 ・地方自治を施第167条の2第1項 ・地方自治の当はがまるがある。 ・地方の当ながある。 ・大のの当ながある。 ・実行が見込める。 ・関行が見込める。 ・履行が見込めること。 ・履行が見込めること。
15	6年 4月	市営墓地(材 木町・土庫) 草刈作業及 び清掃作業	市民衛生課	地施7項当者施い能あのにた方行条第す就設てなり、雇寄める労等実作障用与るのが、雇务のに施業害促ぎのではのであるが、を表していた。	令和 6年 4月	令和 6年 4月 1日	市営委墓地 (材木町・土庫)草刈作業 及び清掃作 業	令641 令73 31 31	市内に所在し、円行の業の体のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次		令和 6 4 月 1 日	株 式 会 社 ウィルジャパ ン	令和 6 4 1 1	2,181,500	・市内に所在し、円 滑に業務の履行。 行える団体である。 ・地方自治法2第1項 第3号に該当する。 障害こと。 であること。 ・実績が見込めること。 を実行が見込めること。

16	令和年 64月 1日	瓶・缶等の分別作業者派 遺契約	クリーン セ ン タ ー 企 画 整備 課	業が人に施で齢用 のルンマでも高の定 のルンタでも高の定 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	令和 6 4 月	令和年 6 4 1 1	瓶・缶等の分 別作業者派 遣契約	4月 1日 令和	令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人材 センターであるこ と。	令和年 64月 1日	公 益 社 団 会 対 景 が セン 人 協議会	令和 6年 4月 1日	8,342,373	・業務の内容がシルバー人材センターにおり、一人大力を可能なものであり、のの雇用のできるのの雇用を定るをできる。 ・徴取したののをはため。 ・後定価格の範囲内である。
17	令和 64月 1日	ペットボトル 選別圧縮型 理業務委託 契約	クリーンセ ンター 企 画整備課	業が録者に施で者通加策た務本の支お可あがじしをめの市る援い能り就社い進のに障施ても障労会くすのに障施でも障労会くする登害設実の害を参施る	令和 6年 4月	令和 6 4 1 1	ペットボトル 選別圧縮処 理業系委託 契約	令 6 4 1 令 7 3 3 3 1	付か行える団体であること。 ・地方自治法施行令第167条の2第 1項第3号に該場	令和 6 4 1 1	社 会 福 祉 法高 田 福祉会	令和 6 4 1 1	2,931,434	・業務の内ある時間では、業務の内ある時間では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次
18	令和 6 4 月 1 日	その他プラス チック容器回 収業務委託 契約	クリーンセ ンター 企 画整備課	業が録者に施で者通加策たの市る援い能り就社い進内に障施ても障労会くすをある。	令6 4 月	6年 4月	その他プラス チック容器回 収業務委託 契約	令641 令73 31 31	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当	令和年 64月 1日	株式会社ウ ィルジャパ ン	令 6 4 1 1		・業務の内容が本市 定登録のある障害で 実施可能なものでを 実施可能なが就加して り、でき者ががして り、できるが加して ができるが加した見積 には、のでを である。 ・徴取した見積 である。
19	令和 6年 4月 1日	資源物等の 分別業務委 託契約	クリーンセ ンター 企 画整備課	業が録者に施で者通加策たの市る援い能り、就社い進のたがでて推り、就社い進の。	令 6 4 月	令和年 64月 1日	資源物等の 分別業務委 託契約	令641 令73 31 31	17か17たる団体であること。 ・地方自治法施行第167条の2第 1項第3号に該支援 を支援を対するであること。 ・実施設であること。	令和 6年 4月 1日	社 会 福 社 法 日 育 福祉会	令和年 64月 1日	5,193,408	・業務の内容が書者で登録のあるに登録を記されて表別でであるにおいてあり、では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次である。・後には、一次である。

20	令和年 64月 1日	ごみ及び資源物分別等 業務委託契 約	クリーンセ ンター 企 画整備課	業が録害設実も障労社てをため、の市あ支お可で者通参く進めにあがじ加施する登障施てな、就てし策る	令和 6年 4月	令和 6 4 1 1	ごみ及び 資物分別等 業務委託契 約	令641 令73 31 31	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当	令和 6 4 1 1	株式会社ウ イルジャパ ン	令和 6 4 1 1	3,649,400	・業務の内容が電子で表の内容が電子を発売されて、 実施ではなり、できれて、 できれて、 できれている。
21	令和 6 4 月 1	一般廃棄物 (カン・ビン・オム ツ等)収集運搬業務委託 契約	クリーン セ ン タ ー 美 化推進課	業が録者に施で者通加策た務本の支お可あがじしをめの市る援い能り就社い進のにで推り、就社い進のを登害設実の害を参施る	令 6 4 月	令 6 4 1 1	一般 廃棄物 (カン・ピン 等) 収集運搬業 務委託契約	令 6 4 1 令 7 3 3 1 3 1	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当	令 6 4 1 1	株式会社ウ ィルジャパ ン	令 6 4 1 1	10,748,500	・業務の内容が電子であるに登録施設をはいで労してある。 大変を変える できる できる できる できる できる できる できる できる できる でき
22	令和 6 4 月 1 日	学務委託契	教育委員総務課	業が市人に施で齢用進る内高バタても高の定等を出し一実の年雇促きる。	令 6 4 月	令和 6 4 月 1 日	中学校管理 業務委託契 約	令 6 4 1 令 7 3	地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人材	令和 6 4 月 1 日	公 益 社 団 法 人 大和 高田 ルバー 人材セ ンター	令和年 64月 1	7,438,290	・地方自治法施行令第167条の2第167条の2第1項第3号に該当するシルバののう意契をである。中でである。・徴取価格のをである。・である。
23	令和 6年 4月 1日	葛城コミュニ ティセンター 夜間 業 務 委 託	教育委員会理課	業が市人に施で者安寄めの和ルセい能り、の促での和ルセい能り、の促での高バタても高雇進るのはった。	令 6 4 月	令和年 64月 1日	葛城コミュタ ライ間で 高 表 表 根 783 地 1)	641 令73 年月日~和年月	・市内に所務団に所務団に業る団に業る団に業る団に第167と。当条のはがのでは、当年の体をは、167条のは、当年のは、第3のでは、当年のは、第3のでは、当年のは、第3のでは、第3の	令和 6 4 1 1	公 益 社 団 法 人 市シル ニー人材 ンター	令 6 4 月 日		・地方自治な施行領 第167条の2第1項シー 第3号に該当センの 第3号には材本力の 等で が で が で が を で り き 変 録 が の う き 、 約 が る り に る り に る り の り き 、 の う き 、 約 が る り に る り の ら ら 。 り 。 り 。 り 。 り 。 り 。 り 。 と の 。 り 。 と の 。 り 。 と の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。 の 。

24	令 6 6 4 1 1	中央公民館 一部管理業 務委託	教育委員 会生涯 習課	業大シ材お可あ等安寄め内高バタてな高雇促で内高バタでは高雇促である。	令和 6年 4月	令 6 6 4 1 1	中央公民館 一部管理業 務委託	4 1 1 令 7 7	令第 167 条 2 第 1 項第 3 号に該当 するシルバであること。 ・実績等があり、確 実な履行が見込 めること。	令和年 6 4 1 1	公 益 社 団 法 大 市シル バー人材セ ンター	令和 6 4 1 1	1,575,056	・地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する シルバー人材センタ 一等のうち、本市の 特定随意契録がある 団体である。
25	令和 6年 4月 1日	高田商業高等学校管理 業務委託	学校教育課	業大シ材お可高雇促で 務和ルセい能齢用進る 容田ーー実あ等安寄め。 が市人に施、の定与	令和 6 4 月	令 6 4 1 1	高田商業高等学校管理 業務委託	- 4 1 - 令 7 3 年月日~和年月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当するシルバー人材センターであること。	令和 6 4 1 1	公益社団法人大和高田市シルバー人材センター	令和 6 4 月 1	1,935,914	・業務内容が大和高 田市シルバー人材 センターにおいて 施可能であり、高齢 者等の雇用の安定 促進に寄与できるた め。
26	令和 6 4 月 1	大和高田市 立総管理業 館管理約 委託契約	スポーツ 振興課	業が法田一一施で者促で 務公人市人に可あ等進る 内社和ルンても高雇寄め の話大シ材のな高雇寄め。	令 6 4 月	令 6 4 1 1	大和高田市 立総管理業 委託	令641 令73 31 31	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバー人材 センター等の団体 のうち、市内に所 在該当する団体 であること。	令和 6 4 1 1	公 益 社 団 法 人 大 和 高田人材 ンター	令和 6 4 1 1	1,192,610	・業務の内容が公益 社団法人大和高田 市シルバー人材セン ターにおいて実施 能なものであり、高 齢者等の雇用促進 に寄与できるため。
27	令和 6年 4月 1日	大和高田市 立武道館管 理業務委託 契約	スポーツ 振興課	業が法田一一施で者促で 務公人市人に可あ等進る 内社和ルンても高雇寄め にたり、のにた	令和 6年 4月	令和年 64月 1日	大和高田市 立武道館管 理業務委託	令641 令731 和年月日~和年月日	・地方自治法施行 令第167条の2第 1項第3号に該当 するシルバーの団 センター等内に団 のうち、する団 在該当さと。	令和 6年 4月 1日	公 益 社 団 法 人 大 和 高田市シル バー人材セ ンター	令和 6年 4月 1日	1,192,610	業務の内容が公益 社団法人大和高田 市シルバー人材セン ターにおいて実施 能なものであり、高 齢者等の雇用促進 に寄与できるため。

※1. 発注見通しの公表は、4月1日(当該日において予算が成立していない場合にあっては、予算の成立日)が基準となっていますので、実際の発注 と異なる場合又は掲載されていない発注が行われている場合があります。